

2日獣発第86号

令和2年7月22日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の
徹底について**

このことについて、令和2年7月17日付け2消安第1829号をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、家畜の生産者を含めた市町村、関係機関、関係団体に対して、①畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底、②消毒及び衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底等、③毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底、④連携体制の確認・強化について周知し、ASF、FMD、CSF等の防疫対策に万全を期すよう依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：蓑島

TEL 03-3475-1601

2 消安第1829号
令和2年7月17日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛てに通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位に対し広く周知されますとともに、関係者に対しても必要に応じて適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いいたします。



写

2 消安第1829号

令和2年7月17日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について

アフリカ豚熱（ASF）、口蹄疫（FMD）等に係る防疫対策については、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき実施するほか、「アフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について」（令和2年4月22日付け2消安第424号農林水産省消費・安全局長通知）等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理の確認及び指示、万が一の発生時のまん延防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

同通知の発出以降も、本年5月には中国でFMDの発生が確認されたほか、アジア及びヨーロッパではASFが継続的に発生しており、特にアジアでは本年7月にはベトナムの豚、韓国の野生いのししにおける発生が確認されました。

そのような中、昨年発生が確認された新型コロナウイルス（COVID-19）の人への感染が世界各国・地域で継続しており、日本を含む各国・地域において渡航の制限等の対策が講じられています。一方、本年6月、日本はベトナム、タイ、オーストラリア及びニュージーランドの4か国を対象にビジネス客や技能実習生などに限定し、出入国制限を緩和する方針を決定しており、今後訪日外国人旅行者数は徐々に増加していくことが見込まれます。

夏季休暇期間中においても、ASF、FMD等の越境性疾病が我が国に侵入するリスクや、現在国内で野生いのししにおいて感染が継続している豚熱（CSF）についても、引き続き飼養豚において発生するリスクが存在していることから、一層の緊張感を持って防疫対策にあたることが重要です。

つきましては、これらのリスクに対応するため、家畜の生産者を含めた、市町村、関係機関、関係団体等に対して、下記の事項を周知いただき、ASF、FMD、CSF等の防疫対策に万全を期するよう指導の徹底を改めてお願いいたします。

なお、輸出入検疫措置による水際対策については、「『家畜伝染病予防法の一部を改正する法律』の施行に伴う輸出入検疫措置の強化に関する畜産農家等へ注意喚起について（協力依頼）」（令和2年7月1日付け2消安第1579号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等により各都道府県、動物検疫所及び関係省庁に対しても、別途協力依頼していることを申し添えます。

記

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底

既に、外務省から、COVID-19の世界的な感染の拡大の状況を踏まえ、感染症危険情報が発出され、129か国・地域に対し、渡航を止めること（渡航中止勧告）、そして、当該国・地域を除く、全世界に対し、一律に不要不急の渡航を止めることが呼びかけられているところであるが（令和2年6月5日時点）、畜産関係者等に対して、改めて、ASF、FMD等の発生地域への渡航を自粛するよう要請すること。

2 消毒及び衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底等

- (1) 家畜の所有者に対し、看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域若しくは畜舎に立ち入ること又は不要な物を持ち込むことのないよう指導すること。また、農場の従業員も含め、衛生管理区域若しくは畜舎に立ち入る場合又は物を持ち込む場合には、手指の消毒、専用の靴の着用等その他必要な措置を実施するよう指導すること。
- (2) また、病原体の侵入及び感染拡大の大きな原因となる野生動物の侵入防止対策として、適切な防護柵、防鳥ネットの設置等の指導を改めて徹底すること。

3 毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

一昨年9月以降国内8県において発生したCSFについては、「豚コレラに関する疫学調査の中間取りまとめ」（令和元年8月8日公表）の中で、その感染拡大を防止するためには、毎日の健康観察と早期通報・相談が重要であると提言の第一に挙げられており、CSF、ASF、FMD等については、その特徴的な臨床症状について、いわゆる「特定症状」が定められている。ついては、家畜の所有者、獣医師等に対して、家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体を定める件（平成23年9月28日農林水産省告示第1865号）で定めるCSF、ASF、FMDの特定症状について、改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜又はその死体を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう指導すること。また、早期発見・早期通報できるよう、家畜の所有者に対して、飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行うよう指導すること。

4 連携体制の確認・強化

- (1) 発生時に備え、アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日付け農林水産大臣公表）第2-2の2の（2）等において、発生に備えた体制の構築・強化のため、発生時には、都道府県の取組として、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で、連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備するとされている。夏季休暇期間中であっても緊急時に万全な防疫措置

を講じられるよう、連携体制を点検すること。

- (2) ASF、FMD等への対応については、政府一丸となって対応することとしており、昨年、関係省庁で「アフリカ豚コレラのウイルス分離を踏まえた侵入防止策の強化について」（平成31年4月22日付け関係省庁申合せ（令和元年12月13日改訂））を申し合わせたところである。

これを踏まえ、貴都道府県内の関係部局が連携し、農場で雇用される労働者等（外国人を含む。）に対し、農場への病原体持込み防止や公園等における肉製品などを含む畜産物の放置禁止等について、周知を徹底すること。

以上